

災第02150001号

令和3年2月15日

公益社団法人和歌山県トラック協会 会長 様

和歌山県危機管理監

(公印省略)

災害時専用臨時設置給油設備（どこでもスタンド）の運用への協力について（依頼）

平素は、本県の防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、大規模災害時においても応急対策等の活動に必要な車両の燃料を円滑に供給するため、災害時専用臨時設置給油設備（以下「どこでもスタンド」という。）を導入しました。

どこでもスタンドの円滑な運用にあたっては、「緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書」に基づく貴協会及び会員事業者の協力が重要となります。

つきましては、どこでもスタンドの運用に御協力いただくとともに、貴協会ホームページに運用に関する事項（別紙）や協力依頼掲載いただき、会員事業者への協力の呼びかけ及び運用方法等の周知について、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、別添のとおり、貴協会の一部会員事業者に対して依頼及び調査を実施していますので、御了知をお願いいたします。

【 担 当 】

和歌山県災害対策課 平岡

TEL : 073-441-2261

FAX : 073-422-7652

Mail : hiraoka_y0006@pref.wakayama.lg.jp

災害時専用臨時設置給油設備(どこでもスタンド)の運用について

1. どこでもスタンドについて

- ・タンクローリーに直結して使用できる移動式の給油機
- ・あらかじめ消防本部へ使用の届け出を行えば、普段は別の用途に使用している場所（グラウンドや駐車場など）でも、災害時に給油所として使用可能となる

(原則として、機器
1台につき1油種)



3. どこでもスタンドの運用について

- ①災害協定に基づき、県から県石油商業組合に対して、「どこでもスタンド」へのタンクローリー及び燃料の供給を要請する
- ②県石油商業組合は各組合員と調整し、「どこでもスタンド」へタンクローリー及び燃料を供給する
- ③県石油商業組合の調整によるタンクローリーの派遣が困難な場合は、災害協定に

基づき、県から県トラック協会へタンクローリーの提供を要請する
(トラック協会は会員事業者と調整する)

また、県石油商業組合の調整による燃料の供給が困難な場合は、資源エネルギー庁に
燃料供給の要請を行い、元売事業者等から燃料を調達する

2. 和歌山県への配備

- ・中核給油所（耐震性等を備え、災害時に緊急通行車両等への燃料給油を担う給油所）が津波被害を受ける可能性のある5地域に、それぞれ1台のどこでもスタンドを配備

有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日高川町防災センター	日高郡日高川町小熊3774-1
串本建設部庁舎	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8
旧グリーンピア南紀	東牟婁郡那智勝浦町市屋1057
東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

- ・なお、どこでもスタンドは可搬型であるため、その他の場所でも柔軟に運用が可能

【参考事項】

- ・どこでもスタンドへ派遣されるタンクローリーは、現地での拘束時間が生じます
- ・資源エネルギー庁に対して要請を行った場合、県外の油槽所で倉取りを行うことがあります